

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年9月21日（平成28年（行情）諮問第597号）

答申日：平成28年12月15日（平成28年度（行情）答申第590号）

事件名：特定日時に特定場所に駐停車していた特定河川国道事務所関係車両の作業目的が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の判断

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、近畿地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った平成28年1月18日付け国近整総情第3403号による不開示決定（以下「原処分」という。）について取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 国民には特定河川国道事務所が業務委託等による国道維持作業内容について「知る権利」がある。
- (2) 近畿地方整備局総務課情報公開室職員が開示請求内容の確認の電話をしてきたときに、審査請求人の求める情報は、当該日時・場所において、特定河川国道事務所関係の車両が停車し作業していた業務内容だけではなく、国道42号を当該日時・場所を特定A方面から特定B方面へ向かった黄色と白の国道事務所関係車両の作業目的が分かる情報の開示を求めたものであり、停車して作業を行っていた車両に特定したものではない。

当該日時・場所において国道巡回車が、通過する前に国道42号の落石を国道事務所関係車両が停車し、審査請求人所有地に落石がなかったかのように装うため落石を蹴り入れており（パト日誌に「落石」を記載しないようにするため）、その作業車の作業目的を情報開示請求したものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対して、別紙に掲げる文書

(本件対象文書)の開示を求めたものである。

(2) これを受けて、処分庁は、本件対象文書の不存在を理由とする不開示決定(原処分)を行った。

(3) これに対し、審査請求人は、国土交通大臣に対して、原処分の取消しを求めて本件審査請求を提起したものである。

2 原処分に対する諮問庁の考え方について

(1) 本件請求文書の解釈について

審査請求人は、開示請求書においては、「国道42号線沿いに駐停車していた特定河川国道事務所関係車両の作業目的が分かる情報」とし、その後、審査請求書においては、「国道42号を当該日時・場所を特定A方面から特定B方面へ向かった黄色と白の国道事務所関係車両の作業目的が分かる情報の開示を求めたものであり、停車して作業を行っていた車両に特定したものではない。」及び「当該日時、場所において国道巡回車が通過する前に国道42号の落石を国道事務所関係車両が停車し、審査請求人所有地に落石がなかったかのように装うため落石を蹴り入れており(パト日誌に「落石」を記載しないようにするため)、その作業車の作業目的を情報開示請求したものである。」などとしており、開示請求時と審査請求時で主張が異なっている。

審査請求人の利益になるよう開示請求書の内容を解釈すると、審査請求人は、審査請求人が現認したとする「落石を蹴り入れた行為を行った国道事務所関係車両の作業目的」の開示を求めているものと解される。

(2) 本件対象文書の特定について

本件開示請求書記載の日時に落石を蹴り入れた国道事務所が保有している車両があったか処分庁に確認したところ、審査請求人が主張する時刻に主張する地点において停車はおろか、通過したと考えられる車両も存在しないとのことだった。

念のため、審査請求人の審査請求書の主張に従い、「国道事務所の関係車両」についても、聞き取り調査を実施した。その結果、

ア 道路巡回を委託している会社の車両について

委託会社による道路巡回は2日に1回行われているが、審査請求人が主張する日(9月15日)に道路巡回は行われていないことがわかった。

イ 国道事務所に業務上関係する車両について

国道事務所の業務に関係する車両について聞き取りを行ったところ、そもそも車両の色も異なり、かつ、審査請求人の主張する時間には、停車していないことがわかった。

以上より、諮問庁としては、開示請求時点での文書特定は妥当であったし、仮に審査請求書の記載を前提としても、処分庁の文書特定は妥当

であったと考える。

3 結論

以上のことから、諮問庁としては、処分庁が本件対象文書を不存在を理由に不開示とした原処分は妥当であると考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年9月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年11月17日 審議
- ④ 同年12月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書は、不存在であるとして不開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 特定河川国道事務所が保有している車両については、車両の運行計画書・配車報告書及び車両管理日誌を確認した結果、審査請求人が主張する日時・場所で、停車や通過をした車両は存在しなかった。

イ 道路巡回を委託している会社の車両については、道路巡回の委託状況を確認した結果、審査請求人が主張する日に道路巡回は行われていなかった。

ウ 特定河川国道事務所の業務に関係する車両については、処分庁が、関係業者に聞き取り調査を行った結果、当日審査請求人が主張する場所を通過した車両はあるものの、審査請求人が主張する時間ではなく、通過した車両の色も審査請求人が主張する色ではなかった。また、審査請求人が主張する日時・場所において、停車した車両はなかった。

エ 以上のとおり、特定河川国道事務所の関係車両で、審査請求人の主張する日時・場所において、駐停車した（審査請求人が主張する落石の蹴り入れをするにしても駐停車する必要がある。）車両はない。したがって、その作業目的が分かる本件対象文書は、作成も取得も

しておらず，保有していない。

- (2) 本件対象文書を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず，これを覆すに足る事情も認められない。

したがって，近畿地方整備局において，本件対象文書を保有しているとは認められず，本件対象文書を保有していないとして不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが，当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，近畿地方整備局において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 椿 慎美，委員 山田 洋

別紙

特定日時に特定場所に駐停車していた特定河川国道事務所関係車両の作業目的が分かる情報。